

令和5年5月22日

野木町農業委員会第35回総会 会議録

野木町農業委員会

## 野木町農業委員会第35回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年5月22日（月）午後1時30分招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名  
    会長 9番 黒 須 市 郎  
    会長職務代理者 7番 田 村 良 実  
    委 員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠  
          3番 古澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝  
          5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一  
          8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件  
    議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
    議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
    議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
    議案第4号 非農地証明願について  
    議案第5号 農用地利用集積計画の策定について  
    報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について  
    報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について  
    報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について
6. その他

## 「 議 事 」

- 事務局 開会を宣言（午後 1 時 3 0 分）
- 議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。  
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。  
（異議なしの声あり）  
異議なしの声を受け、議席番号 5 番 針谷盛也委員、6 番 須田啓一委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。  
議事に入る旨を告げる。議事に入る旨を告げる。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第 1 号 受付番号 6 について説明。  
（ 1 件目）  
佐川野 4 筆 計 5, 5 6 5 m<sup>2</sup> 登記簿・現況ともに畑  
譲渡人 A 氏  
譲受人 B 氏  
権利の設定 使用貸借権設定  
事由の概要 新規就農のため
- 議長 佐川野地区担当調査員の報告を求めた。
- 3 番委員 5 月 1 6 日午前 9 時 3 0 分、5 番委員、地元担当 8 番委員、地元推進委員とともに B 氏立会いのもと現地調査を行った。  
譲渡人の A 氏 7 2 歳は佐川野在住。譲受人 B 氏 3 2 歳は J A を令和 2 年 3 月に退職し、退職後は両親や近隣の農家のより指導を受け実家の農業に従事しています。申請地の 3 筆 1 8 3 1 m<sup>2</sup> はブロッコリーを作付けしており、残り申請地の 3 / 4 と隣接している農地を借りて、トウモロコシを作付けしていることを確認いたしました。農機具の購入を考えているが、今は近隣の農家の方や同世代の農家の方と協力していきながら進めていく予定とのことです。また、譲受人 B 氏は、将来、野木町へ移住したいことも確認いたしました。本件は新規就農のための使用貸借権設定である。許可に当たって何ら問題はないと思われますので、ご審議お願いします
- 議長 質疑はないか諮った。
- 6 番委員 譲渡人 A 氏にお子さんは何人いるのか。また、同居している方はいるのか。

3 番委員 譲渡人A氏にはお子さんが4人おり、男3人、女1人です。譲受人B氏は3男です。また、同居しているお子さんはおりません。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

8 番委員 譲受人B氏は地域の同世代の農家の方たちと共同で農機具を購入し、農作業を行っており、地域の担い手として活躍しております。  
よって、調査員の報告のとおり、何ら問題ないと思われる。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号6について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第1号2件目、農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第1号 受付番号7について説明。

(2件目)

友 沼	2筆	計6, 111m <sup>2</sup>	登記簿	畑・現況	田
譲渡人	C 氏				
譲受人	D 氏				
権利の設定	使用貸借権設定				
事由の概要	新規就農のため				

議 長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。

7 番委員 5月15日午前10時、6番委員、地元担当4番委員、地元推進委員、譲受人D氏立会いのもと現地調査を行った。譲受人D氏25歳は、2023年3月まで栃木県農業大学でイチゴ農業について勉強してきた。現在は、既存のパイポハウスでイチゴの苗を栽培している。7月頃には本格的にイチゴ栽培を行う予定。将来は法人化を目指し、地域の活動に積極的に取り込みたいことを確認いたしました。本件は新規就農のための使用貸借権設定である。許可に当たって何ら問題はないと思われまますので、ご審議をお願いします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

4番委員 友沼・松原地域は後継者不足で新規就農者が誕生したことは喜ばしいことです。家族全員が応援している。  
調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われしますので、ご審議お願いします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第1号 受付番号7について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第2号 受付番号4について説明  
野木 1筆 70㎡ 登記簿・現況ともに 畑  
申請人 E氏  
事由の概要 農家住宅敷地の拡張

議長 野木地区担当調査員の報告を求めた

4番委員 5月15日午後1時30分、6番委員、地元担当7番委員、地元推進委員、代理人立会いのもと現地調査を行った。  
昭和55年から申請人の父親が農家住宅を建築した時から、住宅敷地への出入口として使用してきた。相続後も許可が必要であることを知らず、現在まで至っています。農家住宅敷地の隣接地に子供が住宅を建築するにあたり、敷地調査をしたところ申請地が農地であることに判明したための申請に至りました。24ページの現況図でもわかりますように、出入口が曲線状で幅が狭く出入りするのに危険なため、直線状に分筆しております。申請地の北側は宅地、南側は道路、西側、東側は畑、西側及び東側の農地は自己所有であり、ほか隣接農地はありません。申請地を現状のままで許可申請をお願いしたいとのことです。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします

議長 質疑はないか諮った。

2番委員 面積が70㎡とあるが、申請地の縦横の寸法はどの位か。

7番委員 幅3m位、縦40m位です。

- 1 番委員 事業計画書 4. 資金計画 支出のその他経費とはどのような経費か。
- 4 番委員 転用審議に関連していないため、詳しい内容は確認していませんが、他の農地の造成に関する費用も含まれていると思われる。
- 議 長 後日、事務局で確認をお願いします。  
他に質疑がないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第2号 受付番号4について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をもとめた。
- 事 務 局 議案第3号 受付番号3について説明。  
(1件目)  
野 木 1 2 筆 計 1 5, 1 5 5 m<sup>2</sup> 登記・現況ともに畑  
譲渡人 F 氏 他 1 1 名  
譲受人 G 氏  
権利の設定 賃借権  
事由の概要 ひまわりフェスティバ用地(イベント会場・駐車場等)
- 議 長 野木地区担当調査員の報告を求めた。
- 4 番委員 5月15日月曜日、午後2時、6番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と産業振興課担当職員との立ち合いのもと現地調査を行った。第32回ひまわりフェスティバの会場としてイベントステージ、イベント客席、こども広場、ヘリポート、仮設トイレ及び駐車場7か所の3か月間の一時転用のための申請です。イベント期間は令和5年7月29日(土)から30日(日)。長年、実施している町事業であり、一時的に利用するものであり支障を及ぼす恐れのないものである。以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。
- 議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第3号 受付番号3について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第3号2件目、農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第3号 受付番号8について説明。  
(2件目)

野 渡	1 筆	4 0 5 m <sup>2</sup>	登記・現況ともに畑
譲渡人	H 氏		
譲受人	I 氏		
権利の設定	売買による所有権移転		
事由の概要	住宅敷地		

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

6 番委員 5月15日月曜日、午前10時40分、4番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と代理人の立ち合いのもと現地調査を行った。  
譲受人I氏38歳は現在、茨城県古河市に住んでおりますが、南赤塚生まれで、実家は整骨院を営んでいる。両親が高齢になり将来の介護の必要性を考えたが、実家の居住スペースが狭く、同居が困難なため、実家に近い場所に自己用住宅を持ちたいと考えた。申請地の北側は道路、東側はブロックコーン畑、南・西側は畑でいつでも耕作できる状態になっている。申請地付近はまだ畑はあるが、徐々に住宅地になりつつあり、住宅新築数も相当数見受けられた。申請地の農地区分は第2種農地だが、市街化が見込まれる地域内の農地です。道路以外はブロック積で隣接地に土砂の流出防止、雨水は敷地内浸透、雑排水については合併浄化槽で処理後道路側溝に放流。また、都市計画法第29条許可申請中です。代替性がなく、既存集落への接続が取れることから、許可が適当であると思われる。  
以上、調査内容を報告いたします。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

- 7番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第3号 受付番号8について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第4号 非農地証明願について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第4号 受付番号5について説明。  
(1件目)  
南赤塚 1筆 91㎡ 登記 畑・現況 宅地  
願出人 J氏  
事由の概要 昭和44年11月頃より宅地として利用している。
- 議 長 担当調査員の報告を求めた。
- 8番委員 5月16日火曜日、午前10時30分、3番委員、地元担当の5番委員、地元推進委員と代理人立ち合いのもと現地調査を行った。事務局の説明のとおり、昭和44年11月頃より宅地の一部として利用していたことを確認したので、なんら問題はないと思われる。よろしくご審議お願いいたします。
- 議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。
- 5番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。
- 議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第4号 受付番号5について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第4号2件目 非農地証明願について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第4号 受付番号9について説明。  
(2件目)  
野 渡 1筆 357㎡ 登記 畑・現況 宅地  
願出人 k氏  
事由の概要 平成8年頃より住宅敷地と一体的に利用している。



議 長 担当調査員の報告を求めた。

6 番委員 5月15日月曜日、午前11時頃、4番委員、地元担当の7番委員、地元推進委員と申請地隣接に居住している申請人の子（64歳）立会いのもと現地調査を行った。本申請は東京都在住のK氏92歳が所有する農地が平成8年頃より隣接する住宅地と一体化して利用していたことを確認した。申請地の南側は1m以上の段差があり擁壁もある。また、北側は住宅地で狭く出入りができない。よって、面積が狭く農業機械が出入りすることは困難なことから、非農地として問題はないと思われる。よろしくご審議ねがいます。

議 長 質疑はないか諮った。（質疑なし）地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われる。

議 長 質疑がないか諮った。（質疑なし）  
質疑がないため、議案第4号 受付番号9について許可することに賛成の員の挙手を求めた。（全員挙手）  
全員賛成と認め許可することを告げた。  
次に、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第5号 農用地利用集積計画の策定について説明。

整理番号5-20

新規野木	2筆	計1,884㎡	現況田
設定をする者	L氏		
設定を受ける者	(財)M		
利用権の種類	賃借権		
期間	令和5年6月1日から令和15年12月31日		
借賃	全面積で18,400円		
借賃の支払期限	毎年12月末日までに支払い		

整理番号5-21

新規野木	2筆	計1,884㎡	現況田
設定をする者	(財)M		

設定を受ける者 N 氏  
利用権の種類 賃借権  
期 間 令和5年6月1日から令和15年12月31日  
借 賃 全面積で18,400円  
借賃の支払期限 毎年12月末日までに支払い

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)  
質疑がないため、議案第5号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)  
全員賛成と認め承認することを告げた。  
次に、報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号2  
丸 林 3筆 計2,480㎡ 登記簿 畑・現況 田  
譲渡人 0 氏 他2名  
譲受人 P (株)  
事由の概要 店舗敷地  
移転の内容 賃借権設定

議 長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。次に報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について事務局の説明を求めた。

事 務 局 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理報告について説明。

受付番号22  
川 田 2筆 計3,043㎡ 登記簿・現況ともに 畑  
賃貸人 Q 氏  
賃借人 R 氏  
解約理由 賃借人の都合による  
合意解約日 令和5年4月23日

受付番号 23

川田 1筆 375㎡ 登記簿・現況ともに 畑  
貸貸人 Q氏  
賃借人 S氏  
解約理由 賃借人の都合による  
合意解約日 令和5年4月23日

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。次に報告第3号  
農業経営責任者変更届の受理報告について事務局の説明を求めた。

事務局 報告第3号 農業経営責任者変更届の受理報告について説明。

受付番号 1

届出者 T氏  
変更前の経営責任者 U氏  
変更後の経営責任者 T氏  
変更理由 死亡のため

受付番号 10

届出者 V氏  
変更前の経営責任者 W氏  
変更後の経営責任者 V氏  
変更理由 高齢のため

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。  
議案第1号から第5号、報告第1号から第3号の全ての審議の終了を告げ  
た。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 特になし

議長 他にあるか諮った。(別になしの声あり)  
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午後3時40分)